

スウェーデン補助生殖立法にみる
非配偶者間補助生殖子の自己の出自を知る権利について

専修大學名誉教授

菱木昭八郎

菱木先生 菱木でございます。今日は皆さんの前で、スウェーデンの非配偶者間補助生殖子、特に非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利についてお話をさせて頂くことができまして、大変、光栄に思っております。

先ず、はじめに、簡単に非配偶者間補助生殖によって生まれてきた子の自己の出自を知る権利に関する世界の動向及びスウェーデンにおいて自己の出自を知る権利がどのようにして認められるに至ったかということについて簡単にお話してみたいと思います。そして、その後で、スウェーデンにおいて非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利がどのような方法で実現されるかということについてお話をしてみたいと思います。

現在、非配偶者間補助生殖によって子どもが生まれてきた場合、その子に対して自己の出自を知る権利を認めるべきか否かということは、世界でも、いろいろな国で問題になってきているようであります。補助生殖医療倫理に関する国連グローヴァー委員会報告書においても、非配偶者間補助生殖子の自己の出自を知る権利に関して、スウェーデンを見習うよう勧告が行なわれているということでもあります。しかし、残念ながら、現在、法律の規定をもって非配偶者間補助生殖子に対して自己の出自を知る権利を認めているのは、世界ではスウェーデンとオーストリアの2国ぐらいだけで、必ずしも、ヨーロッパ先進諸国のすべての国が非配偶者間補助生殖子に対して自己の出自を認める方向に向かっているとは言い難い状況であります。しかし、ノルウェーの場合、最近の補助生殖法改正で、この3月から非配偶者間補助生殖子に対して自己の出自を知る権利が認められるようになってきているということでもあります。また、オーストラリアの場合、ヴィクトリア州の州法において非配偶者間補助生殖子の自己の出自を知る権利が認められているということでもあります。

前にも述べましたように、スウェーデンは、世界的にみて、非配偶者間補助生殖子に対して自己の出自を知る権利を認めた最初の国ですが、しかし、現在、自己の出自を知る権利の認められているのは非配偶者間補助生殖子に限られております。現在のところ、スウェーデンでは非配偶者間体外受精は認められていないからであります。尚、現在、スウェーデン国会におきまして、体外受精法の改正案が審議中ですので、そう遠くない将来、スウェーデンでも非配偶者間体外受精も認められることになりそうです。

ところで、スウェーデンにおきまして、はじめて非配偶者間人工授精子の自己の出自を知

る権利が認められるようになったのは、1984年、人工授精法が施行されてからのことでもあります。

それまでは、スウェーデンでも、他のヨーロッパ諸国の場合と同様、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対しては、非配偶者間人工授精によって生まれてきたということはもちろん、精子提供者の身許を明かさないとすることが大前提になっておりました。そのようなことから、非配偶者間人工授精が行なわれた場合、その治療を行なった病院は、その治療記録をできるだけ一目につかないところに保管するか、または早々に破棄されていたということでもあります。

それから私の話の中に、補助生殖、人工授精、体外受精または補助生殖、人工授精子または体外授精子といった言葉がでてまいります、特に人工授精または体外受精という言葉とを区別して使わなければならない場合を除いて、両者を総合した用語として、補助生殖または補助生殖という言葉を使用させて頂くことがあると思います。前もって、一言お断りさせて頂きます。

それでは、一体、何故、1984年人工授精法によってスウェーデンにおいて、非配偶者間人工授精子に対して自己の出自を知る権利が認められるに至ったかということですが、それにはいろいろな理由があげられると思います。

私は、その理由の一つとして、1960年代からはじまったスウェーデン社会の民主化に伴う人権意識の向上をあげたいと思います。そのことを契機として、スウェーデンにおいて全面的な親子法の見直しが行なわれ、子どもの人権が強化されることになりました。人工授精法によって非配偶者間人工授精子に対して、自己の出自が認められるようになったのもその背景があったからだと思っています。

スウェーデン親子法では、何事につけても子どもの利益が最優先することになっております。スウェーデン語では、バーネット・ベスタと呼ばれておりますが、人工授精法で非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利が認められるようになったのも、そのことが非配偶者間人工授精子の最善の利益につながると考えられたからであります。

しかし、といっても、非配偶者間人工授精子に対して、自己の出自を知る権利が認められるようになったのは、1984年、人工授精法という法律が制定されたからであります。したがって、スウェーデンにおける非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利がどのような経緯をもって立法化されるに至ったかということを理解するためには、人工授精法制定の経緯について、若干の知識をもっておくことが必要かと思っております。

スウェーデン人工授精法制定の直接の原因となったのは、俗にハパラダ事件と呼ばれている非配偶者間人工授精子の父性事件だと思っております。

ハパランダ事件というのは、第1審裁判所が北スウェーデンのハパランダ地方裁判所であったことからそう呼ばれているのですが、事件は、非配偶者間人工授精子の法律上の父親となっている者から、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子を相手方として、ハパランダ地方裁判所に対して、父子関係不存在確認の訴えが提起されたことにはじまります。

ことの次第は、子どものいない夫婦が相談の結果、北スウェーデンのボーデンという町にある病院で非配偶者間人工授精を受けることにして、何度目かの人工授精で妊娠、子を出産したことに端を発しております。何度目かの人工授精が行なわれた後、最後の人工授精を受けに病院に行く途中で、人工授精を受けることについて、夫婦の間で口論になり、夫は「おまえの勝手にしろ」という捨て科白を残して帰宅してしまいました。そこで、妻は一人で病院に行って、最後の人工授精を受けることにしました。幸か、不幸か、その人工授精によって妻は懐胎し、子どもが生まれました。しかし、人工授精の最終段階で、人工授精を受けることに反対していた夫は、子どもが生まれた後、間もなくして、離婚の申し立てと同時に、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子を相手方として、ハパランダ地方裁判所に父子関係不存在確認の宣告を求める訴えを提起しました。

皆さんご存知かどうか知りませんが、スウェーデンの場合、離婚は極めて簡単です。夫婦間に離婚の合意が成立し、しかも夫婦間に16歳未満の子どもがいなければ、その場で離婚することができます。但し、夫婦の一方が離婚に反対したとき、または夫婦間に16才未満の子どもがいる場合には、離婚を欲する者は、離婚の申し立てから6ヶ月経った後、改めて、裁判所に出かけて行って離婚判決を請求し、離婚を完成させることができるようになっています。もちろん、離婚に関連して、財産分与とか、離婚扶養といった問題もありますが、そのような問題は、離婚問題とは別個の問題として考えられています。

それはともかくとして、スウェーデンでは、母親が婚姻中に子が生まれた場合、自動的に父性に関する推定規定が働いて、母親と婚姻している者が子の父親とみなされることになっています。したがって、本件の場合、非配偶者間人工授精子は、母親が原告と婚姻中に生まれておりますので、親子法第1章第1条の父性推定規定が働いて、原告が非配偶者間人工授精によって生まれてきた子の父となっていました。そこで、非配偶者間人工授精子の父親となっている原告は、将来の子どもに対する扶養義務等を免れるため、ハパランダ地方裁判所に父子関係不存在確認の訴えを提起しました。事件は最高裁判所まで争われましたが、最終的に夫の主張が認められ、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子は、父不明の子として処理されることになりました。しかし、この事件は、非配偶者間人工授精子の父性の問題に関して、大きな社会的関心を引き起こすことになりました。

スウェーデン政府は、事件がハパランダ地方裁判所に提起された後、直ちに、人工授精問

題に関する審議会「人工授精問題特別調査委員会」(inseminatinsutredningen)を設置し、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子の自己の出自を知る権利の問題を含めて、人工授精問題に関する調査、検討を命じました。第2、第3のハパラング事件の再発を防止すると同時にまたそのような事件に対応する法整備を行なうためでもあります。

法務大臣は、人工授精問題調査特別委員会に対する諮問において、「婚姻している夫または内縁関係にある夫の精子を使用して人工授精が行なわれる場合、精子提供者の氏名ははっきりしている。しかし、それ以外の場合には、精子提供者の氏名は秘匿されている。その場合、精子提供者の氏名または非配偶者間人工授精が行なわれたということを秘密にしておくべきか否かということは大変、重大な問題である。委員会として、将来、この問題をどのように考えるべきか、十分な検討を行ない、適切な方策あれば、委員会としてその意見を提案して欲しい。」として、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、自己の出自を知る権利を認めることの是非について委員会からの提案を求めました。

政府から諮問を受けた人工授精問題調査特別委員会は、人工授精にかかわる諸問題を調査検討し、1983年、人工授精法草案を付した「人工授精子」と題する調査報告書を作成し、政府に提出いたしました。その答申において、特別調査委員会は、非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利に関して、養親子関係の研究成果を通じて、そしてまた非配偶者間人工授精によって生まれてくる子の基本的な人権の観点から、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して自己の出自を知る権利を与えるべきであるとする提案を行ないました。

人工授精問題特別調査委員会が非配偶者間人工授精子に対して自己の出自を知る権利を認めるべきであるとする提案は、主として、イギリス、アメリカにおいて行なわれた養親子関係研究の成果から導き出された結論ですが、今年の1月、政府から国会に上程された体外受精法改正法案では、非配偶者間体外受精によって生まれてくる子の自己の出自を知る権利は、子どもの権利条約第7条にその根拠が求められているようです。

それはともかくとして、人工授精問題調査特別委員会から答申を受けた政府は、直ちにその答申をレミッスに付した後、各レミッス機関から提出された意見を参考にして、人工授精法案を作成し、国会に提出しました。

しかし、人工授精問題調査特別委員会から報告書が政府に提出された後、産婦人科医師グループによって、非配偶者間人工授精子に対して自己の出自を認めることに対して、大変な反対運動が展開されました。反対意見の主たる理由は、非配偶者間人工授精子に対して精子提供者の氏名を知らせるようになった場合、精子提供者がいなくなると、スウェーデン国内において非配偶者間人工授精を行なうことができなくなる、その結果、非配偶者間人工授精

を望む者はスウェーデン国内で闇人工授精を受けるか、さもなければ、かつて、妊娠中絶が禁止されていた時代に流行したポーランド旅行のような現象が再来するかもしれないし、もし、そうなった場合、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子にとって、却って不幸な結果をもたらすことになるかもしれないといったものでした。そしてまた、人工授精法制定へのプロテストして、それまで非配偶者間人工授精を行っていた病院のいくつかが、非配偶者間人工授精治療を取りやめたということも聞いております。確かに、その結果、人工授精法施行後、スウェーデンの人工授精は激減し、事実、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子の数も激減しています。ここに、その辺の事情を示す資料がありますが、人工授精法が施行されるまでは、毎年、230人ぐらいの非配偶者間人工授精子が生まれてきていたそうですが、人工授精法施行後はその数が10分の1程度に激減しています。しかし、スウェーデン政府は、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子の自己の出自を知る権利については何等改正を行なうことはありませんでした。

その後の体外受精技術の進歩によって、それまで非配偶者間人工授精を受けなければ子どもをもつことができなかつた夫婦も、体外受精によって自分たちの子をもつことができるようになったことから、非配偶者間人工授精を受ける者が少なくなってきたということもあって、非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利に関する人々の関心は薄らいできていたようですが、今回の体外受精法の改正に関連して、再び、非配偶者間体外受精子の自己の出自を知る権利の問題がクローズアップされてまいりました。

1995年、国家医療・倫理評議会からスウェーデン政府に提出された体外受精法改正答申に対して、一部レミッス機関から、非配偶者間体外受精子に対して、その出自と精子または卵子提供者の氏名とを告知した場合、人工授精法が施行されたときのように、非配偶者間体外受精を欲する者の多くが国外にその治療を求めることになるとか、あるいはまた精子または卵子提供を行ってから何10年もの長い間、何時、提供精子または提供卵によって生まれてきた子から訪問を受けるかと考えて人生を送らなければならないということは精子提供者または卵子提供者にとってあまりにも苛酷であるといった理由から、非配偶者間人工授精子の場合を含めて、提供卵、提供精子によって生まれてくる子に対しても自己の出自を知る権利を認めないようすべきであるといった意見も出ているようです。しかし、殆どのレミッス機関の意見は、すべからく、自己の出自を知る権利は、子どもの基本的人権であるということから、非配偶者間補助生殖によって生まれてきた子に対して自己の出自を知る権利を認めるべきであるとしています。したがって、今やスウェーデンでは、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、自己の出自を知らせることが社会的コンセンサスとして確立されたといっても過言ではないと思われます。

以上がスウェーデンにおいて、非配偶者間人工授精子に対して、自己の出自を知る権利が認められるに至った経緯ですが、しかし、考えてみれば、如何に人工授精法または体外受精法の規定によって、非配偶者間補助生殖によって生まれてきた子に対して自己の出自を知る権利が認められているからといって、直ちにそのことによって、非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利が実現されるわけではありません。非配偶者間人工授精子が自己の出自を知る権利は、非配偶者間人工授精子本人が、自分が非配偶者間人工授精によって生まれてきた子であるということを知ってはじめて行使することが可能になるわけです。非配偶者間人工授精によって生まれてきた子自身が、自分が非配偶者間人工授精子であるということを知らない限り、非配偶者間人工授精子は自己の出自を知る権利を行使することができません。そうなれば、如何に人工授精法によって非配偶者間人工授精子に対して認められていても、それは所詮、絵に描いた餅にすぎなくなります。

そこで問題は、何時、誰が、どのような方法で、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、出自告知を行なうかということになります。

人工授精法第4条の規定によりますと、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が、十分に成熟していれば、その子は自己の出自を知る権利をもつと規定されています。しかし、十分に成熟している場合といっても、一体、何才くらいの年齢をもって、十分に成熟していると判断できるのか、必ずしも明確ではありません。人工授精問題調査特別委員会の報告書によりますと、大体、10歳を超えた年齢だと説明されておりますが、しかし、その年齢というものは、あくまでも非配偶者間人工授精子が自己の出自を知る権利を行使できる年齢であって、非配偶者間人工授精子が自己の出自を知ることができる年齢とは関係がありません。

非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利が非配偶者間人工授精子の生得的権利であるとするれば、当然、非配偶者間人工授精子は、生まれながらにして自己の出自を知る権利をもっていることになります。しかし、如何に、非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利が非配偶者間人工授精子の生得的権利であるからといっても、非配偶者間人工授精子は生まれながらにして自分で自分が非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを知ることができません。したがって、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が、自分が非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを知るためには、誰かが、そのことを非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に教えてやらなければなりません。

しかし、人工授精法には、何時、誰が、どのようにして、非配偶者間人工授精子に対して、その出自告知を行なうべきかといったことは、一切、規定されていません。レミッス機関の中には、人工授精法に非配偶者間人工授精子に対する親の告知義務規定を設けるべきであるという意見もあったようですが、非配偶者間人工授精子に対して、その出自を教えるか否か

はそれぞれの家庭内における個人的問題であるとして、非配偶者間人工授精子に対して、その出自を教えるか否かは、最終的に親の判断に委ねるべきであるということになりました。したがって、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、その出自を教えるか否かは偏に親の態度如何にかかってくることになると思いますが、親が非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、その出自を告知することに対して否定的な考え方をもっていれば、子どもは生涯、自分の出自を知ることができないことになってしまうかもしれません。もちろん、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が第三者から自分の出自を知らされた場合はまた別の話しですが。

そこで、社会庁、児童オムブズマンサイドから、国民基本登録台帳法を改正して、非配偶者間人工授精子が生まれた場合、国民基本登録台帳に非配偶者間人工授精によって生まれてきた子であるということに記載することができるようにすべきであると提案がなされております。しかし、これまた、いろいろと難しい問題があつて、いまのところ、国民基本登録台帳の改正は取り上げられていないようです。

それから、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が何歳ぐらいになったら、親は子どもに対して、出生の経緯を教えるべきかという問題ですが、これまたいろいろな意見があるようですが、できるだけ早い機会に告知すべきであるというのは一般的な考え方ようです。

スウェーデンにおいて人工授精法が施行されてから、既に17年になります。人工授精法が施行されて、間もなくして生まれてきた非配偶者間人工授精子もそろそろ、自ら、自己の出自を知る権利を行使することができる年齢に達しております。しかし、未だ、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が自ら社会福祉委員会を通じて、実施病院に対して精子提供者の個人情報の開示を求めたという報告はないようでありますが、早晚、そのようなことが行なってくることになると思います。

しかし、最近といっても、もう数年前になりますが、スウェーデン社会庁が、体外受精法の改正を契機として、産婦人科医及び児童心理学者の協力によって非配偶者間人工授精子の親がどの程度まで子どもに対して、出自告知を行なっているかというアンケート調査を行ない、その調査報告書が社会庁から発表されております。その報告書を通して、スウェーデンの非配偶者間人工授精子の親が自分の非配偶者間人工授精子に対して、どの程度、出自告知を行なっているかということのみてみたいと思います。

アンケート調査は、1998年、10月、人工授精法が施行された1985年から1997年にかけて、カロリンスカ病院とウーメオ大学附属病院で非配偶者間人工授精子を生んだ194組の夫婦を対象に行なわれたものですが、カロリンスカ病院とウーメオ大学病院が調査対象として選ばれたのは、二つの病院が非配偶者間人工授精子に対する親の出自告知問題

に積極的に取り組んできたからということにあるようです。

調査は、上記、二つの病院で非配偶者間人工授精子を生んだ194組の夫婦に対して、17項目の質問事項の記載されているアンケート用紙を送付し、それぞれの質問事項に夫婦が共同で回答欄に答えるといった方法で行なわれております。アンケートの回収結果は、148通で、回収率76パーセントとなっています。尚、194通中、9通は宛先不明で返却されてきているそうです。

それでは、一体、回答者のどのくらいの者が非配偶者間人工授精子に対して、その出自を教えているかといいますと、既に、子どもに対して非配偶者間人工授精子であるということを知っていると答えた親は全部で10パーセント、まだ教えていないと答えた者が90パーセントということになっています。ということは、非配偶者間人工授精子の殆どの親が子どもに対して、その出自告知を行っていないということになっております。しかし、90パーセントという数字の背後には非配偶者間人工授精によって生まれてきた子の多くが3、4歳未満の乳幼児であるということを考えておかなければなりません。

報告書は、子どもに対して自己の出自を告知していないと答えた親に対して、将来ともに、非配偶者間人工授精子に対して、その出自を告知するつもりはないか、という質問に対して、回答者の約40パーセントが、子どもが大きくなったら、その出自告知を行ないたいと思っていると答えているそうです。それも、子どもの低年化にしたがって、その割合が多くなっているということでもあります。したがって、スウェーデンで生まれてくる非配偶者間補助生殖によって生まれてくる子の大方の子どもは親を通じて、自己の出自を知ることができるようになると思います。

ところで、それでは、一体、既に、子どもに対してその出自を話していると答えた親または将来、非配偶者間人工授精子に対して、その出自を教えたいと答えた親は、何故、非配偶者間人工授精子に対して積極的にその出自を教えたいと思っているかということですが、その回答にはいろいろな理由をあげられています。

自己のルーツを知るということは人間の基本的権利であるからとか、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、正直にその出自を話しておいた方が親子関係、特に父子関係を維持ゆくために好ましい結果をもたらすことになるからとか、更にまた、将来、子どもが親以外の者から、突然、自分が非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを知られた場合、子どもの受ける精神的ショックは計り知れないものがあるから、事前に子どもに対して本当のことを話しておくべきであるといったいろいろな理由があげられています。

しかし、ここで考えておかなければならないことは、親が子どもに対して出自告知を行な

う場合、精子または卵子提供者についてどの程度の情報を提供できるかということです。スウェーデン秘密保護法の規定で、精子を提供した者と提供された精子を使用する者との間では相互に相手方の身許が判らないようになっているからであります。

以上の説明からも、わかりますが、将来、スウェーデンで生まれてくる非配偶者間補助生殖子の大半の子が自己の出自を知ることができますが、しかし、その報告書によりますと、約20パーセントの親が将来ともに子どもに対して、出自告知をするつもりはないと答え、また、未だ、子どもに対して出自告知をしないと答えた親の約10パーセントが、将来、子どもに対して出自告知を行なうべきか否か迷っていると答えているということでもあります。そしてまた、更に回答者の約20パーセントが出自告知の質問に対して無回答だということですが、その数字からみる限り、将来、スウェーデンにおいて非配偶者間人工授精によって生まれてきた子の約半数は自己の出自を知ることのできないこととなります。

金輪際、子どもに対して、非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを教えないと答えた親が、その理由としてあげているのは、子どもが自分の非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを知った場合、精神的ダメージを受けることになるからとか、子どもが、自分が非配偶者間人工授精子であるということを知ることによって、親子関係、特に父子関係が破壊されるとか、精子提供者との関係を断ち切りたいからとか、いろいろな理由があげられていますが、非配偶者間人工授精子のほかに実子または養子をもっている親からの回答の中に、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子に対して、その出自を教えた場合、その子に差別意識をもたせることになるからといった理由があげられているそうです。

確かに、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子であっても、自分がどのような経緯をもってこの世に生を受けてきたかということを知る権利をもっていると思いますが、しかし、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が自己の出自を知ることが、真にその子の幸福につながるか否かはまったく未知数であるということもまた確かであります。それだけにまた、非配偶者間生殖子に対してその出自を告知するということの難しさを感じます。しかし、私は、アンケート回答者の多くが、子どもにその出自を告知しなくても、子ども以外の者に自分の子どもが非配偶者間人工授精子であるということをお話しているという事実、と同時にまた、たとえ親が非配偶者間人工授精子に対して、その出自を教えなくても、非配偶者間人工授精子は、何時か、誰かから自分の出自を知る場合があるということをお考えた場合、たとえ、親以外の者から非配偶者間人工授精子がその出自を知らされても、そのことによって精神的ダメージを受けることがないよう、できるだけ早い時点で、子に対して本当のことを教えておいて方がよりベターなことではないかと思えます。

スウェーデン心理学会がレミッス意見の中で述べているように、非配偶者間人工授精によって生まれてきた子が、ある日、突然、親以外の者から、自分の出生の事実を知らされ、それまで本当の親だと思っていた者が実は本当の親でなかったということを知った場合、子どもの心のトラウマとして残るのは、自分が非配偶者間人工授精子であるということを知ったことではなく、真実から遠ざけられていたという疎外感だと思います。そんなことから、政府は、今回の体外受精法改正法案では、非配偶者間補助生殖の実施段階での非配偶者間補助生殖を受ける者に対する更なる助言、指導態勢の強化の必要性を指摘しています。

それから、ここで非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利の問題に関連して申し上げておかなければならないことは、自己の出自を知りたいと思っている非配偶者間人工授精子が未成年者の場合です。スウェーデンの人工授精法の規定では、非配偶者間人工授精子が未成年の場合であっても、自己の出自を知る権利を行使することができるようになっております。スウェーデンの場合、18才をもって成年としていますので、本来ならば、非配偶者間人工授精子が18才にならないと法律行為を行なうことができませんが、自己の出自を知る権利に関しては、特定の年齢制限は設けられておりません。時々、スウェーデンでは、成年に達した非配偶者間人工授精子は自己の出自を知る権利を行使することができるようになっていないと説明している方がおられるようですが、スウェーデンでは、非配偶者間人工授精子が10才を超えている場合で、且つ社会福祉委員会において、非配偶者間人工授精によって生まれてきたということがどのような意味をもっているかということを理解できると判断された場合、非配偶者間人工授精子は自己の出自を知る権利を行使することができるようになっております。しかも単独で、その権利を行使することができるようになっております。法定代理人の同意も必要がなければ、また法定代理人が本人に代わってその権利を行使することもできません。非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利は、非配偶者間人工授精子の一身専属的権利と考えられているからであります。

そこで非配偶者間人工授精子が未成年者の場合、非配偶者間人工授精子は、自分の住んでいるコミュニティの社会福祉委員会に出向いて行って、非配偶者間人工授精を実施した病院に保存されている精子提供者の個人情報の入手に協力を依頼することができるようになっております。非配偶者間人工授精子から精子提供者の個人情報の入手協力を依頼された場合、福祉委員会は必ずその依頼に応えなければなりません。但し、非配偶者間人工授精子から精子提供者の個人情報の入手協力を依頼された社会福祉委員会は、その調査の結果、精子提供者の身許を知ることが却って本人にマイナスとなると思ったような場合、社会福祉委員会は、極力、請求者に対して、精子提供者の身許を知ることが思い留まるよう、説得することができるようになっております。しかし、それでも、本人がどうしても、精子提供者の身許を知り

たいといった場合には、そのことが、たとえ本人のためにならないと思っても精子提供者の個人情報入手に協力しなければならないことになっています。

それから、もう一つ、非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利の問題と関連して申し上げます。非配偶者間人工授精を実施した病院における診療カルテの保存期間の問題です。スウェーデン医療法の規定によりますと、一般の診療カルテは5年間、特別の場合には20年間、保存されることになっておりますが、非配偶者間人工授精治療の場合、70年間、保存しておくことが義務付けられています。尚、秘密保護法の規定によって、非配偶者間人工授精に関する診療記録は秘密保護の対象とされておりますので、その間、非配偶者間人工授精子本人または裁判所からの請求がある場合を除いて、一般に開示されないことになっております。

以上、申し上げてきましたことが、スウェーデンにおける非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利に関する大体のあらましでございますが、結局のところ、非配偶者間人工授精子が自己の出自を知ることができるか否かは、非配偶者間人工授精子の親の態度遺憾にかかってくることになるとおもいます。したがって、もし、本当に、非配偶者間人工授精子が自己の出自を知ることが必要であるとするならば、非配偶者間人工授精または体外受精によって子どもをもとうとする者に対する教育もさることながら、最初に人工授精または体外受精を受ける者と接触をもつ専門家グループに対して、非配偶者間補助生殖によって生まれてくる子が自己の出自を知ることが、如何に重要なことであるかということを十分に認識させることだと思われまます。

私の持ち時間は20分だそうですから、これで私の話しを終わらせていただきますが、本委員会の皆さんにも、親の視点からではなく、子どもの視点から、非配偶者間補助生殖によって生まれてくる子にとって、自己の出自を知ることが如何に重要な意味をもってくるかということを十分に考えていただきたいと思ひます。

ご静聴、どうも有り難うございました。